事 務 連 絡 平成21年6月30日

奥入瀬渓流エコツーリズムプロジェクト実行委員会 御中

内閣官房地域活性化統合事務局 内閣府地域活性化推進担当室

平成21年度地方の元気再生事業(新規提案)について

本年3月30日から4月10日まで内閣官房・内閣府において募集を行いました平成21年度地方の元気再生事業(新規提案)については、全国で696件の応募があったところですが、今般、191件を選定致しました。

応募いただいたご提案「奥入瀬渓流エコツーリズムプロジェクト」につきましては、 先導性・モデル性、持続性、複合性等の選定の考え方に基づき、民間有識者からなる 地域活性化戦略チームでの検討・助言も踏まえ検討を行い、地方の元気再生事業の対 象として選定されましたので、ここにご連絡申し上げます。

今後、担当部局より経費の配分額や具体的な調査委託契約の手続等について連絡する予定ですので、引き続き速やかな契約締結へのご協力をお願いいたします。

なお、全体の選定結果については、地域活性化統合本部会合のHPに掲載する等により本日公表しております。

(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/index.html)

連絡先 内閣官房地域活性化統合事務局 東北圏地方連絡室

担当者名:東北地方環境事務所

廃棄物・リサイクル対策課 倉谷

電話番号: 0 2 2 - 7 2 2 - 2 8 7 1 Eメール: hidekazu kuraya@env. go. jp

奥入瀬渓流エコツーリス、ムプロシェクト(青森県十和田市地域)

一奥入瀬渓流エコツーリス・ムプロジェクト実行委員会一

地域の現状と課題(提案の背景)

- ・十和田八幡平国立公園「十和田湖・奥入瀬渓流」は、日本有数の景勝地・観光地として、また紅葉日本一として、毎年多くの観光客が訪れますが、近年入込数が減 少傾向にあり、従来型(大型バス通過型)の観光形態から脱却し、国立公園としての魅力を活かした観光形態の創出と受入体制の構築が課題となっています。
- ・また、奥入瀬渓流は国立公園で最も保全基準の厳しい特別保護地区にありながら、全国で唯一区域内を国道が通過している状況にあります。
- ・このため、観光シーズンの渋滞解消と自然環境保全を目的とし、マイカー交通規制(期間限定)を実施していますが、観光振興との両立に課題が残っています。

目指すべき地方再生の全体

〇取組のねらい・実施主体間の連携等

◆地方の元気再生事業◆

地域ぐるみで奥入瀬渓流の自然環境を見つめ直し、自然本来の魅力と価値を観光客と共有する「エコツーリズム」の考え方を基軸として、<u>持続可能な自然環境保全と奥入瀬渓流観光の両立に向け、</u>官民連携による実行委員会において、<u>新たな環境保全策と観光形態を創出・実践し、これらの活動を通して地域力の向上、そして地域の再生を目指します。</u>

〇主な取組

低炭素社会、環境保全•再生

取組①「パーク&EVライドの導入」 青森県、NPO十和田奥入瀬郷づくり大学

- ①取組内容
- ・全国に先駆けたパーク&EVライド実証試行
- ・エコツーリズムフォーラムの開催
- ②見込まれる効果等 ・国立公園での電気自 動車利用による、車社 会と環境保全の両立、 保全意識の醸成



地域の人材力の強化

取組②

「認定ガイドの養成」 NPO十和田奥入瀬郷づくり大学

- ①取組内容
- ・文化観光が介、 樹木が介の養成
- ②見込まれる効果等
- 保全意識の共有と人材確保
- ・エコツーリス、ム観光受入体制の 構築と継続的な雇用創出

地元資源を活かした観光振興

取組②「エコツーリス、ム観光の定着化」 十和田市観光協会

- ①取組内容
- ・エコツーリス、ムプログラムの開発・販路拡大
- ・ウォーキングブログラム等の実証試行
- ②見込まれる効果等
- ・奥入瀬渓流の自然 を活かした新たな観 光形態の創出
- ・年間を通したエコツー リス、ム観光の定着



◆H22年度以降の展開◆

- ・パーク&EVライド(電気自動車導入)における実践的課題の検証
- ・認定ガイドの養成~登録~派遣の体制確立、エコツーリズム観光通年化に向けた商品開発

◆地方再生の目標像◆

持続可能な自然環境保全と奥入瀬渓流観光の両立に向けた活動を通し、地域力向上、地域再生を図る

◆実施スケジュール◆

取組(1)

パーク&EVライド

- ·調達準備、導入課題整理
- ・モニター乗車募集

取組②

認定が小養成

▪講座開設

取組③

ウォークプログラム企画・立案

H21.9月

H21.7月

H21.9月

取組①フォーラム・フォーラム開催

H21.10月

◆10/31,11/1 エコロードフェスタ ※マイカー交通規制 取組①~③の実践

H22

パーク&EVライド技術的 課題検証 認定ガイド体制確立 エコツーリズム観光商品開発

H23∼

主体的取組の継続によ る本格展開

奥入瀬渓流エコツーリズムプロジェクト実行委員会規約

(名称)

第1条 本会は、奥入瀬渓流エコツーリズムプロジェクト実行委員会(以下「実行委員会」という。) と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、奥入瀬渓流の環境保全に資する活動やマイカー交通規制中の関連活動をとおして、環境保全の理解浸透を図り、もって奥入瀬渓流の永続的な保全と、自然環境を活かした当該地域の地域振興・観光振興を図ることを目的とする。

(業務)

- 第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、奥入瀬渓流利用適正化協議会と調整を図りつ、次の業務を行う。
 - (1) 本プロジェクトの企画及び運営に関すること。
 - (2) その他前条の目的を達するため必要な事項に関すること。

(構成)

- 第4条 実行委員会は、本プロジェクトの趣旨に賛同する団体、企業等により構成する。
- 2 会長は、必要に応じて実行委員会の同意を得て、委員を選任することができる。

(役員)

- 第5条 実行委員会に次の役員を置く。
 - (1) 会長 1名
 - (2)副会長 1名
 - (3) 監事 1名
- 2 会長は(社)十和田市観光協会会長をもって充て、副会長及び監事は、委員の中から実行委員会の同意を得て会長が指名する。

(役員の職務)

- 第6条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、実行委員会の会計を監査する。

(任期)

第7条 委員及び役員の任期は、実行委員会が解散されるまでの期間とする。

(招集及び審議事項)

- 第8条 実行委員会は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 実行委員会は、次に挙げる事項を審議する。
 - (1) 年間実施計画
 - (2) 予算及び決算
 - (3) 規約の制定及び改正
 - (4) その他プロジェクトに関する重要な事項
- 3 実行委員会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は会長がこれを決する。

(会長の専決処分)

- 第9条 会長は、実行委員会を招集するいとまがないとき、又は簡易な事項については、これらを 専決処分することができる。
- 2 前項の規定により専決処分したときは、会長は、これを次の実行委員会において報告し、承認を求めなければならない。

(事務局)

- 第10条 実行委員会の事務局を(社)十和田市観光協会、NPO法人十和田奥入瀬郷づくり大学 青森県県土整備部道路課に置く。
- 2 事務局に関する事項については、会長が別に定める。

(会計)

- 第11条 実行委員会の運営に要する経費は、負担金、協賛金、出展料、参加費及びその他の収入をもって充てる。
- 2 会計年度は、原則として毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この規約は、平成20年7月8日から施行する。

改正 平成21年4月1日

奥入瀬渓流エコツーリズムプロジェクト実行委員会委員名簿

委員	備考
(社)十和田市観光協会 会長	会長
特定非営利活動法人十和田奥入瀬郷づくり大学理事長	会計
(社)十和田湖国立公園協会 会長	
十和田商工会議所会頭	
十和田湖商工会 会長	監事
自然公園財団 十和田支部 所長	
(社)十和田青年会議所理事長	
(財)十和田湖ふるさと活性化公社理事長	
十和田湖奥入瀬観光ボランティアの会 会長	
休屋地区会 会長	
宇樽部地区会 会長	
焼山地区会 会長	
十和田湖温泉郷町内 会長	
青森県ウォーキング協会 会長	
NPO法人あおもり観光・誘客推進協会 理事長	
十和田市観光商工部長	
十和田市観光推進課長	
青森県上北地域県民局地域連携部長	
青森県上北地域県民局地域整備部長	
青森県環境生活部自然保護課長	
青森県商工労働部観光局観光企画課長	
青森県エネルギー総合対策局エネルギー開発振興課長	
青森県県土整備部道路課長	